

令和7年度（2025年度）甲賀市乳幼児教育・保育実践の重点

【*印：関連する事項】

指針1 教育・保育の充実

視点1 基本的な生活習慣の形成

1－（1）心地よさや満足感を味わう活動の工夫

乳幼児が自分でやろうとする意欲や行動を温かく見守り、一人一人に応じた指導援助を行い『自分でやり遂げた』という満足感や自立心の育成に努める。

*子どもが主体的に生活する保育環境

1－（2）発達に応じた生活環境の工夫

心身ともに健康に過ごすことができるよう、発達に応じた生活環境を整え、一人一人の生活リズムに配慮したきめ細やかな指導に努め、基本的な生活習慣の確立を図る。

*生活習慣の確立のための絵や写真の表示

1－（3）家庭との連携

基本的な生活習慣を形成するため、『早寝・早起き・朝ごはん』など規則正しい生活のリズムが身につくよう家庭と十分な連携を図る。

*保育参観（参加）の実施

*『早寝・早起き・朝ごはん』の啓発

1－（4）一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫

教育及び保育の内容や展開については、子ども一人一人の実情に合った遊びや生活の場などの居場所をつくり、周囲の環境に落ち着いて関わることができるよう援助したり、長時間在園する園児については午後以降、家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごせるようにするなど、一日の生活の流れを意識しながら園生活を組み立てる視点をもつ。

視点2 豊かな心と健やかな体の育成

2－（1）創造性を豊かにする活動の充実

自然や人々やものなど身近な環境と関わる中で、美しいものや優れたもの、心を動かす出来事に出会い、感動したことや想像したことを、かく、つくる、歌う、踊るなど、自分なりに豊かに表現し充実感を味わえるよう、様々な素材や用具の準備、

また、本物に出会える機会などの環境の充実を図る。

- *本物と出会う感動体験
- *様々な素材を使った表現活動

2－(2) 絵本や物語などに親しむ機会の充実

絵本や物語などに親しみ、絵本や物語の世界に浸る経験や、関わる人と同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる体験ができるよう、想像する楽しさを味わえるような季節や成長段階に応じた読み聞かせやおはなし会等、環境を工夫し機会の充実を図る。

- *絵本の読み聞かせ・おはなし会の充実
- *図書館の活用
- *絵本の貸し出し
- *保護者への絵本の魅力発信・啓発

2－(3) 心と体を十分に動かして遊ぶ活動の充実

いろいろな遊びや体験の中で十分に心と体を動かすことの心地よさや楽しさを味わえる活動の充実を図る。自らが体を動かそうとする意欲を大切にし健やかな心と体の育成に努める。

- *リズム遊び
- *わらべうた遊び
- *運動遊びがしたくなる環境

2－(4) 身近な動植物の生命を大切にする心の育成

飼育・栽培活動などを通して、動植物に興味や関心を深めるとともに、生命の誕生や終わりといったことに遭遇することで生命の尊さに気づき、それらをいたわり大切にしようとする心の育成に努める。

- *身近な生き物の飼育・植物の栽培、観察

2－(5) 地域の自然を活かした体験活動の充実

自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに心を動かし、積極的に関わる体験を通して、好奇心や探求心、自然に対する親しみや畏敬の念などを育て、科学的な見方や考え方の芽生えが培われるよう、地域の環境を活かした自然体験の充実を図る。

- *地域の自然を活かした体験活動
- *戸外遊び・散歩・遠足での自然体験
- *木育の推進

2－（6）食育の推進

食に関わる体験を通して、自然の恵みや調理する人などに感謝する気持ちと、食べることを楽しみ、食への興味や関心が育まれるよう、食育の推進を図る。

＊食育計画の作成

＊野菜等の栽培・クッキング

＊食育だよりなどによる家庭への啓発

＊食育講座の実施

2－（7）健康・安全教育、防災・防犯教育の推進

自分の体に関心をもち、健康で清潔な生活習慣を身につけ、安全についての理解を深めるとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるように健康・安全教育、防災・防犯教育の推進を図る。また、感染症の流行を最小限にするために、咳エチケットや、正しい手洗いの方法等を、日常生活の中で身につけられるようにしていく。

＊感染予防対策の実践

＊交通指導

＊防災教育（避難訓練）、防犯訓練

＊保健計画の作成

2－（8）環境教育の推進

身近な環境に関心をもち、生活や地域の環境保全活動を積極的に行う中で、資源や環境を大切にすることを育む。

＊リサイクル活動やごみの分別等

＊廃材を使った制作活動

＊栽培活動

2－（9）言葉に対する感覚や、言葉で表現する力の育成

感じたことや考えたことを自分なりに話したりして表現する意欲や、友達や職員等の話を聞こうとする態度が育まれるよう、身近な人との関わりや言葉で伝えたいような経験や活動の充実を図る。

＊ごっこ遊び、ことば遊び

＊サークルタイム

2－（10）数量や標識等、身近な事象に関する感覚の育成

生活や遊びの中で、数えたり量ったりする便利さと必要性に気づいたり、文字や標識がコミュニケーションの手段の一つであることが自然に感じ取れるよう、環境

を工夫し援助を行う。

*** ごっこ遊び、制作遊び**

*** 散歩、自然体験活動 等**

視点3 人と関わる力の育成

3－（1）愛着の形成

身近な大人との関わりの中で、温かなやり取りやスキンシップを積み重ねることにより、心地よさや安心感など一人一人の欲求を満たすことで、生涯にわたる人との信頼関係の基礎を培う。

*** 愛着関係が育まれる育児担当制保育**

3－（2）信頼関係を築く環境づくり

安定した生活の中で、一人一人が認められ愛されているということが実感できるよう、子どもとの信頼関係を築き、互いを大切にし認め合える集団づくりに努める。

*** 互いに認め合えるクラス運営**

3－（3）自己肯定感の育成

一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や意欲などを高めるとともに、自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切な受容や言葉がけを行い自己肯定感の育成を図る。

*** 応答的な触れ合いや言葉がけ**

3－（4）友達と関わる力の育成

一人一人の子どもの様子を丁寧に見取り、寄り添いながら、様々な機会をとらえ、適切に援助することにより友達と関わる力の育成を図る。

*** ごっこ遊び**

3－（5）異年齢の子ども同士の交流の充実

異年齢の子ども同士の関わりにより、他者へのいたわりの気持ちや態度を身に付けたり、憧れの気持ちや新たな活動への期待や挑戦の意欲をもてるよう、日常の園生活の中で異年齢の子ども同士が関われる環境を構成し、異年齢交流ならではの心情や態度の育成を図る。

3－（6）規範意識の芽生えと協同的・活動的な学びの充実

園での生活を通して、きまりを守る必要性が分かるとともに、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを育み、協同的・活動的な学びの

充実に努める。

***集団遊び**

3－(7) 道徳性の芽生えの育成

友達と互いに思いを伝え合いながら様々な体験を重ねる中で、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりするなど、相手の立場に立って行動できるように教育・保育を進め、道徳性の芽生えの育成を図る。

***愛情豊なかかわりと適切な援助**

3－(8) 人権感覚の芽生えの育成

職員等は、子どもの人権感覚に影響を与える存在であることを自覚し、自らの人権感覚を磨き、子どものありのままの姿を受け止め、共に過ごす中で、子どもが自ら育つ力を尊重し、愛情と信頼をもって生命を大切にすの育成に努める。

***人権教育全体計画の作成**

3－(9) 国際感覚の芽生えの育成

言語や生活習慣など様々な子どもが共に生活をする中で、異なる文化に触れ、多様性を受け入れ互いに認め合える体験ができるように教育・保育を進め、国際理解の基盤を培う。

***多文化を生かした教育・保育の実践**

3－(10) 挨拶の推進

身近な大人や友達とともに生活する中で、親しみをこめて挨拶を交わす心地よさを感じられるよう、挨拶の推進を図る。

***温もりのある環境づくりの推進**

指針2 育ちをつなぐ家庭、地域社会との連携・小学校との接続

視点4 家庭・地域社会との連携・協働

4－(1) 保護者同士の仲間づくりの推進

保護者の悩みを共感的に受け止めることのできる体制づくりと、活動の充実を図り、親子が集い、つながる場を設け保護者同士の仲間づくりの推進に努める。

***クラス懇談会**

***保護者会行事**

4－(2) 子育て相談、保護者研修の充実

一人一人の保護者の状況や子育ての意向を理解し受容するとともに、それぞれの

親子関係や家庭生活等に配慮した子育て相談、保護者のニーズに合わせた研修の充実に努める。

- * 保護者研修会
- * 子育て相談
- * 個別懇談

4－（3）児童虐待の予防と家庭への支援の充実

園児の身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、ふだんからきめ細かに観察し、虐待の疑いや養育が困難な家庭、また虐待を受けた子どもの保護など特別な配慮を必要とする子どもと家庭について、関係機関と連携し、適切な対応と支援に取り組む。

- * 関係機関との連携
- * ケース会議

4－（4）発達支援の充実

発達支援が求められる子どもに対しては、関係機関と連携及び協力を図りつつ、子どもだけでなく、保護者を含む家庭の支援を行う。また、医療機関や児童発達支援センター等と密に連携し、支援及び発達の内容や子どもの状況等についても情報の共有に努める。

- * 児童発達支援センター等との連携
- * 医療機関との連携

4－（5）子育て支援の推進

おはなし会や家庭教育講座などをとおして、教育・保育に関わるボランティアとともに、子どもの育成と安心して子育てができる家庭環境の支援に努める。

- * 絵本貸し出し
- * 読み聞かせサポーターによるおはなし会
- * 子育て親育ち講座

4－（6）地域社会における子育て支援の充実

地域の子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上のため、保護者や地域の人々との子育ての喜びを分かち合い、子育てに関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等をともに紡ぎだせるよう、地域や関係機関と連携・協力しながら、地域全体の「子育て力」の向上に努める。

- * 世代間交流事業
- * 未就園児交流事業による子育て支援
- * 子育て支援センターとの交流

4－（7）外国にルーツをもつ家庭など特別な配慮を必要とする家庭への支援

外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭では、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で家庭の状況や問題を把握し、子どもの園での状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じて関係機関との連携を図る。

- * 母語相談支援員による通訳や翻訳
- * 多文化交流の活動
- * 甲賀市国際交流協会との連携

4－（8）性の多様性や個人差等を大切にした教育・保育の充実

子どもの性の多様性や個人差等を踏まえて環境を整え、子ども一人一人の行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように、人権に配慮した教育・保育を心掛け、職員が自らの価値観や言動を省察していく。

- * 人権研修

4－（9）特別な配慮を要する子どもへの対応

慢性疾患等を有する子どもへの対応として、その主治医及び保護者との連絡を密にし、その子どもに合わせた教育及び保育を計画する。また、定期服薬中の薬剤の効能や副作用についても理解をしておく。

医療的ケアを必要とする子どもを受け入れる場合は、主治医や園医、看護師等と十分に協議するとともに、救急対応が可能である協力医療機関とも密接な連携を図る。

- * 医療的ケア等に関する研修

視点5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

5－（1）幼児と児童の交流促進

小学校と交流をすることで、小学校生活に期待や憧れの気持ちをもち、双方の学びが広がり深まるよう、連携を図り内容を充実していく。

- * 小学校児童との交流活動
- * 一日入学・体験入学などによる交流

5－（2）幼児教育と小学校教育の相互理解と発達や学びの連続性の確保

幼保小がそれぞれの実態を把握し、幼児教育と小学校教育の相互理解や発達段階に即した系統立てた指導の充実に努める。また、園と小学校が「幼児期までに育てほしい姿」を共有し、幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえ、子どもの成長を

切れ目なく支えられるよう幼保小接続のための取り組みに努める。

***保育・授業の参観、幼保小合同研修会**

***架け橋期カリキュラムの作成**

5－（3）発達の共通理解

子どもたちの内面理解に努め、一人一人の成長・発達の過程に応じた適切な教育・保育の充実のため、関係機関と積極的な連携を図る。

***発達支援課、すこやか支援課、学校教育課との連携**

***個別の教育支援計画・個別の指導計画の送付**

***教育支援委員会**

指針3 職員の資質・専門性の向上

視点6 資質・能力を高めるための研修の充実

6－（1）実践的・主体的な研修・研究の充実

日々の教育・保育を観察する中での気付きから、自らの課題を見つけ、子どもの見取りに基づいた環境構成を行うなど、より専門的な知識や技術を身につけることができるよう、園内研究や各種研修会へ積極的に参加し自己研鑽に努め、質の向上を図る。

***環境を通して行う教育・保育の推進**

***公開保育・研究保育**

***ドキュメンテーションを用いたカンファレンス**

6－（2）特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どものもてる力を高め、自立や主体的な取り組みを支援するため、発達過程や特性などを理解し環境を整え、生活や遊びの中で個別の指導計画をもとにそれぞれの子どもの目標が達成できるよう適切な支援を行うとともに、園内の支援体制を確立し特別支援教育の推進を図る。

全ての子どもが同じ場でともに活動することにより互いに人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合うようになり、また、それぞれの子子どもが活動に参加する達成感や友達と心を通わせる喜びや安心感をもつようになるよう、インクルーシブ教育の推進を図る。

***特別支援教育コーディネーター研修会**

***園内支援委員会・ケース検討会議**

***教育支援委員会での支援検討**

***個別の教育支援計画・個別の指導計画、
ここあいパスポートによる支援の連携**

*医療機関との連携

6－（3）人権教育の推進と適切な教育・保育の実施

児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解し、子どもの発達や経験の個人差にも留意しつつ、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育てる。また、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人格を尊重し、人権に配慮した適切な教育・保育を行う。

*子どもの権利条約の周知、発信

*保育園・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

*子どものプライバシーの保護および秘密保持

*人権保育運営委員会

*職場人権研修

*滋賀県人権保育研究協議会

6－（4）教育・保育の質向上に向けた組織的な取り組み

保育園等が全体的に質を向上させていくために、各々の職務内容に応じて改善のための課題を把握し、園全体で共有するとともに、職員それぞれが専門性を生かし共同して課題への対応に努める。また、より高度な専門性を得て専門職としてキャリアを形成し、他の保育士等への助言や指導を行うなど、チームとして質の向上に努める。

*キャリアアップ研修、フォローアップ研修

6－（5）危機管理意識の向上

『危機管理マニュアル』を周知徹底し、危機管理研修や各種訓練を定期的に行うとともに、病気やアレルギーへの適切な対応、SIDSの未然防止等、安全な教育・保育環境についての話し合いや、施設及び遊具の安全点検を行い、職員一人一人の危機意識の向上に努める。

*リスクマネジメントの実施

*危機管理マニュアルによる救急および緊急対応

*園外活動安全管理マニュアルによる園外活動

*安全点検チェックリストによる点検

*園独自の防災マニュアルや安全計画に基づく訓練

*安全管理推進リーダー研修会

視点7 教育・保育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善

7－(1) 園の教育・保育の方針や目標を含めた全体的な計画の作成

子どもの発達過程を大切に編成された園の全体的な計画に基づき、家庭及び地域・小学校との連携について十分に留意しながら、具体的な指導計画を作成し、一人一人に応じた教育・保育の推進を図る。

***全体的な計画の作成**

***短期的・長期的な指導計画の作成**

7－(2) 評価の視点、教育・保育の質の向上推進

全体的な計画に基づいた教育・保育を実践し、自己評価できるよう評価の視点を養い、職務の専門性の向上や教育・保育実践の改善に努める。

***園の自己評価**

***サービス評価の実施・評価・改善**